

(証券コード 4568)
2009 年 6 月 26 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目 5 番 1 号

第一三共株式会社

代表取締役社長 庄 田 隆

第 4 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 4 回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第 4 期（2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第 4 期（2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。

期末配当金は、2009 年 6 月 29 日より、その他資本剰余金を原資として、1 株につき 40 円お支払いいたします。

また、当期の特別損失の計上に伴う繰越利益剰余金の欠損を填補することを目的として、会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金 254,232,428,549 円を繰越利益剰余金に振り替えることといたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。

本件は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、次のとおり当社定款を変更したものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は、決済合理化法の施行日（2009年1月5日）をもって株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、株券の存在を前提とした規定を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行ったものであります。（旧定款第8条、第9条第2項、第12条第3項）
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款の規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行ったものであります。（旧定款第10条、第12条第3項）
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、付則に所要の規定を設けたものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等の変更を行ったものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、森田 清、庄田 隆、高田 龍三、松田 等、采 孟、仁平 圀雄、西川 善文、矢部 丈太郎、沖本 隆史の各氏が再選され重任し、荻田 健氏が新たに選任され就任いたしました。

なお、仁平 圀雄、西川 善文、矢部 丈太郎、沖本 隆史の各氏は、社外取締役であります。

以 上

○取締役会決議について

本株主総会終了後の取締役会において、代表取締役会長に森田 清氏、代表取締役社長に庄田 隆氏がそれぞれ選定され、重任いたしました。

○配当金のお支払いについて

第4期（2009年3月期）期末配当金は、6月29日からお支払いいたします。同封の「配当金領収証」により、取扱期間中にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。また、配当金振込先をご指定の株主様には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしておりますのでご確認願います。

本年から、配当金の口座振込をご指定の株主様と同様に、「配当金領収証」により配当金をお受取りになられる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受取りになられた後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

なお、第4期期末配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資とするため、「資本の払戻し」に該当し、配当金の所得区分が「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれます。それぞれ税務上の取扱いが異なりますのでご注意ください。

詳しくは同封の「第4期期末配当に関するご説明」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○単元未満株式の買取・買増請求について

単元未満株式（100株未満の株式）については、「単元未満株式の買取請求」により、当社に売却することができます。また、「単元未満株式の買増請求」により、当社から単元株式数（100株）に不足する株式を買増して、100株単位にまとめることもできます。「単元未満株式を売却する」、「単元未満株式を100株に買増す」という株主様は、お取引の証券会社等の口座管理機関へお申出願います。

特別口座の株式の単元未満株式買取・買増請求手続きについては、特別口座管理人の三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせ願います。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（連絡先） 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話番号 0120-232-711（通話料無料）